

放課後児童クラブの入会に関する確認票

以下の確認事項をよくお読み下さい。

ご理解いただきましたら、□にチェックをお願いします。

	確認事項	チェック欄
1	虚偽の申し込みをした場合は内定を取り消しとし、明らかになった場合は、放課後児童クラブの利用を解除(退会)します。	<input type="checkbox"/>
2	申込み後、ご家庭の状況(住所・氏名・就労状況・妊娠など)に変更があった場合は、必ず事務局へご連絡下さい。	<input type="checkbox"/>
3	入会決定後、円滑に利用開始をするために、ご利用予定の放課後児童クラブへ保護者様のご連絡先やお子様の状況等をお伝えすることがあります。	<input type="checkbox"/>
4	入会決定後、保護者負担金(利用料)を定められた期日までに納付していただきます。滞納となった場合、督促状・催告書が交付されるほか、職員が自宅訪問や電話による催告を行います。	<input type="checkbox"/>
5	保護者負担金(利用料)算定のため課税情報及びマル福の受給情報を、各担当課より取得することがあります。	<input type="checkbox"/>
6	放課後児童クラブを休会または退会する場合は、毎月10日までに休退会届の提出をお願いいたします。休退会届の提出がない限りは1ヶ月分の保護者負担金(利用料)がかかります。月途中で退所されても日割り計算はされません。	<input type="checkbox"/>
7	児童クラブのルールを守れない、支援員の注意を聞かない、他の子に怪我を負わせるなど、集団活動に適さないと判断された場合は、利用の制限や停止をして頂く場合があります。	<input type="checkbox"/>
8	入会が決定した場合は、必ずスポーツ安全保険への加入と保険料の支払いをお願いします。支払いがない場合、児童クラブの利用ができません。	<input type="checkbox"/>
9	当てはまる方は、ご記入ください。 (出産予定の方) 出産要件で入所できる期間は、目安として出産予定日前6週から産後8週間です。期間終了後は退会となります。	<input type="checkbox"/>
	(求職中の方) 求職中の方は、入会后90日以内に就労証明書を提出してください。入会后90日を超え就労開始とならないときには、退会となります。	<input type="checkbox"/>
	(既に児童クラブに入会しているお子さんのいる方) 既に入会しているお子さんの登録されている振替口座から、新たに入会するお子さんの保護者負担金についても振替させていただきます。	<input type="checkbox"/>

申込みにあたり、上記のとおり確認いたしました。

令和 年 月 日

保護者(父)氏名

保護者(母)氏名